

令和6年度 新たに雇用した事業主に奨励金を交付します

最上町中小企業雇用創出奨励金

本町における雇用の促進を図るため、**65歳までの方を新たに雇用した**中小企業の事業主に対し、雇用創出奨励金を交付します。

1. 交付対象事業主

1事業所につき**1名**まで雇用創出奨励金を交付します。

但し、**やまがたスマイル企業制度に認定または、認定見込みのある場合**、1事業所**2名**まで交付します。

- (1) 町内に事業所、店舗を有し、かつ町内において中小企業、商業を営むもの。
- (2) 本町に納期の到来している町税を完納していること。
- (3) 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でないこと。
- (4) 申請時に新規に3ヶ月以上雇用している実績があり、今後も3ヶ月以上常時雇用する予定があること。
- (5) 新規雇用することにより、既雇用者の雇用条件を変更してはならない。
- (6) 雇用保険適用事業の事業主であること。
- (7) 社会保険及び厚生年金に加入していること。
- (8) 今回の新規雇用において、他の奨励金等の適用を受けていない事業主とする。
- (9) **2名交付の場合は、やまがたスマイル企業制度に認定されていること。**

※新規雇用者1人につき**月額2万円**以内（雇用開始月から6ヶ月間×2万円＝12万円交付）

※採用期間は**令和6年1月1日から令和6年12月31日**までとします。

2. 申請方法

(1) 申請受付先

最上町産業振興センター 最上町大字向町581 電話0233-43-2340

(2) 申請方法

新規雇用した日から3ヶ月経過した後、「最上町中小企業雇用創出奨励金交付申請書」に以下の書類を添えて申請してください。

- ① 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ② 新規雇入れ名簿及びチェックシート
- ③ 2名交付申請の場合はやまがたスマイル企業制度に認定されていることがわかるもの

※**やまがたスマイル企業制度**とは 誰もがいきいきと働き、幸せに暮らし続けられる山形県に向けて、「ワーク・ライフ・バランス」や「女性活躍」の推進に取り組んでいる企業等を県が制定する制度です。

「やまがたスマイル企業」



最上町農業及び商業等雇用創出奨励金

本町農業及び商業等の分野における**新規参入や規模拡大等による**雇用の促進を図るため、**新たに**農業及び商業等に従事する者に対し、雇用創出奨励金を交付します。

1. 交付対象事業主

雇用した事業主（個人事業主）に対し、**2名**まで雇用創出奨励金を交付します。

- (1) 町内に住所を有する農業者又は町内に事業所（店舗）を有する事業主とする。
- (2) 本町に納期の到来している町税を完納していること。
- (3) 新たに**常用労働者及び日雇い労働者**として雇い入れたもの。ただし、当該事業主の二親等以内の親族（配偶者又は二親等以内の血族若しくは姻族）を除く。（※日雇い労働者とは、1日の所定労働時間が3時間以上の者をいう。）
- (4) 雇用期間は、4ヶ月以上の雇用を対象とする。（**申請時に新規に2ヶ月以上雇用している実績**があり、今後も2ヶ月以上雇用することが確実であること。）
- (5) すでに雇用を行っている事業主においては、当年及び前年の雇用実績に対して雇用人数が増加したものを対象とする。
- (6) 新たに雇用することにより、既雇用者の雇用条件を変更してはならない。
- (7) 雇用者に支払う賃金は、県が定める最低賃金を下回らないこととする。
- (8) 今回の新規雇用において、他の奨励金等の適用を受けていない事業主とする。

※新規雇用者1人につき**月額1万円**以内（雇用開始月から4ヶ月間×1万円＝4万円交付）

2. 申請方法

(1) 申請受付先

最上町産業振興センター 最上町大字向町581 電話0233-43-2340

(2) 申請方法

新規に雇用した日から2ヶ月を経過した後、「最上町農業及び商業等雇用創出奨励金交付申請書」に、以下の書類を添えて申請してください。

- ① 賃金支払明細書等雇用していることが明らかとなる書類
- ② 新規雇入れ名簿およびチェックシート



申請期限内であっても、予算がなくなり次第受付を終了することがあります。